

保険料の減免制度

次のような理由で保険料の納付が難しい方は、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

- 災害で、住宅や家財に著しい損害を受けた場合(賃貸の場合は対象外)
- 世帯主の死亡や失業などで、収入が著しく減少した場合

後期高齢者医療保険料に関するお問い合わせ先一覧

市区町村	担当部署名	電話番号	市区町村	担当部署名	電話番号	
仙台市	青葉区	保険年金課	022-225-7211(代)	蔵王町	町民税務課	0224-33-3001
	宮城総合支所	保険年金課	022-392-2111(代)	七ヶ宿町	町民税務課	0224-37-2114
	宮城野区	保険年金課	022-291-2111(代)	大河原町	健康推進課	0224-51-8623
	若林区	保険年金課	022-282-1111(代)	村田町	税務課	0224-83-6403
	太白区	保険年金課	022-247-1111(代)	柴田町	健康推進課	0224-55-2114
	秋保総合支所	保健福祉課	022-399-2111(代)	川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
	泉区	保険年金課	022-372-3111(代)	丸森町	町民税務課	0224-72-2116
	保険年金課	022-261-1111(代)	亘理町	健康推進課	0223-34-0501	
石巻市	保険年金課	0225-95-1111(代)	山元町	保健福祉課	0223-37-1113	
塩竈市	保険年金課	022-355-6519	松島町	町民福祉課	022-354-5705	
気仙沼市	保険年金課	0226-22-3419	七ヶ浜町	税務課	022-357-7452	
白石市	税務課	0224-22-1313	利府町	税務課	022-767-2117	
名取市	保険年金課	022-724-7105	大和町	税務課	022-345-1116	
角田市	税務課	0224-63-2114	大郷町	税務課	022-359-5505	
多賀城市	国保年金課	022-368-1698	大衡村	税務課	022-341-8513	
岩沼市	市民・税務課	0223-23-0291	色麻町	町民生活課	0229-65-2156	
登米市	税務課	0220-22-2163	加美町	保健福祉課	0229-63-7872	
栗原市	健康推進課	0228-22-0370	涌谷町	税務課	0229-43-2114	
東松島市	税務課	0225-82-1111(代)	美里町	町民生活課	0229-33-2114	
大崎市	税務課	0229-23-5147	女川町	税務課	0225-54-3131(代)	
富谷市	税務課	022-358-3164	南三陸町	町民税務課	0226-46-1372	

宮城県後期高齢者医療広域連合 電話 022-266-1021 FAX 022-266-1031
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2-3

後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じた「所得割額」を合計して個人ごとに賦課され、一人一人に納めていただきます。均等割額と所得割率は、2年ごとに見直され、都道府県ごとに決められます。

年度途中から加入した場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失した場合の喪失月分は計算されません。



令和6年度 保険料の計算方法

$$\text{年間保険料額 (限度額80万円) (注1)} = \text{均等割額 1人当たり 47,400円} + \text{所得割額 (賦課のもととなる所得) \times 所得割率 (注2) 9.28\%}$$

※100円未満切捨て ※軽減制度については次ページを参照

令和6年度における特例
 (注1) 令和6年3月以前に加入した方は、限度額73万円となります。
 (注2) 賦課のもととなる所得が58万円以下の方は、所得割率8.72%となります。
 ※以下に、58万円以下の方と、それを超える方の計算例をお示しします。

「収入」と「所得」と「賦課のもととなる所得」の違い

収入 所得税法上の収入金額(一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く。)で、必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額等)を引く前の金額。

所得 所得税法上の収入金額(一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く。)から、必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額等)を引いた後の金額。

賦課のもととなる所得 前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額(退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額)の合計から、基礎控除額(最大43万円)を控除した額です。なお、繰越純損失は控除されますが、繰越雑損失及び社会保険料控除、配偶者控除、医療費控除などの所得控除は控除されません。

令和6年度 年金収入のみの場合の計算例(65歳以上の方)

ケース①
 賦課のもととなる所得 58万円 = 年金収入が211万円の場合 211万円 - 公的年金等控除額 110万円 - 基礎控除額 43万円
 年間保険料額 97,900円 = 均等割額 47,400円 + 所得割額 58万円 × 8.72%

ケース②
 賦課のもととなる所得 59万円 = 年金収入が212万円の場合 212万円 - 公的年金等控除額 110万円 - 基礎控除額 43万円
 年間保険料額 102,100円 = 均等割額 47,400円 + 所得割額 59万円 × 9.28%

※計算例の公的年金等控除額は、年金収入が330万円未満の65歳以上の方の控除額です。

宮城県後期高齢者医療広域連合

保険料の軽減制度

■ 所得の少ない方への均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。軽減割合は、**同一世帯内の被保険者および世帯主(被保険者でない方も含む。)**の所得の合計額により判定されます。

● 均等割額の軽減対象判定基準

均等割額軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯	14,220円
5割軽減	43万円+29万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯	23,700円
2割軽減	43万円+54万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯	37,920円

※ 給与所得者等とは、右記のいずれかに該当する方です。
 ・給与収入が55万円を超える方
 ・65歳未満で公的年金等の収入が60万円を超える方
 ・65歳以上で公的年金等の収入が125万円を超える方

● 均等割額の軽減判定時に使用される公的年金等所得額の算出方法(65歳以上の方)

軽減判定時の公的年金等所得 = 公的年金等所得額 - 特別控除額15万円

● 均等割額の軽減を判定する際の注意事項

- 軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日が基準日です。
- 土地譲渡所得などの特別控除がある場合は、特別控除前の金額で判定されます(所得割額計算の際は、土地譲渡所得などの特別控除後の金額で算定されます。)
- 専従者控除(給与)額について、事業主として専従者給与を支払った額は事業主の所得に含まれ、専従者給与を受け取った人の所得には含まれない金額で判定されます。
- 繰越純損失額および繰越雑損失額は、均等割額の軽減判定で控除対象となります。

■ 会社の健康保険などの被扶養者であった方への軽減

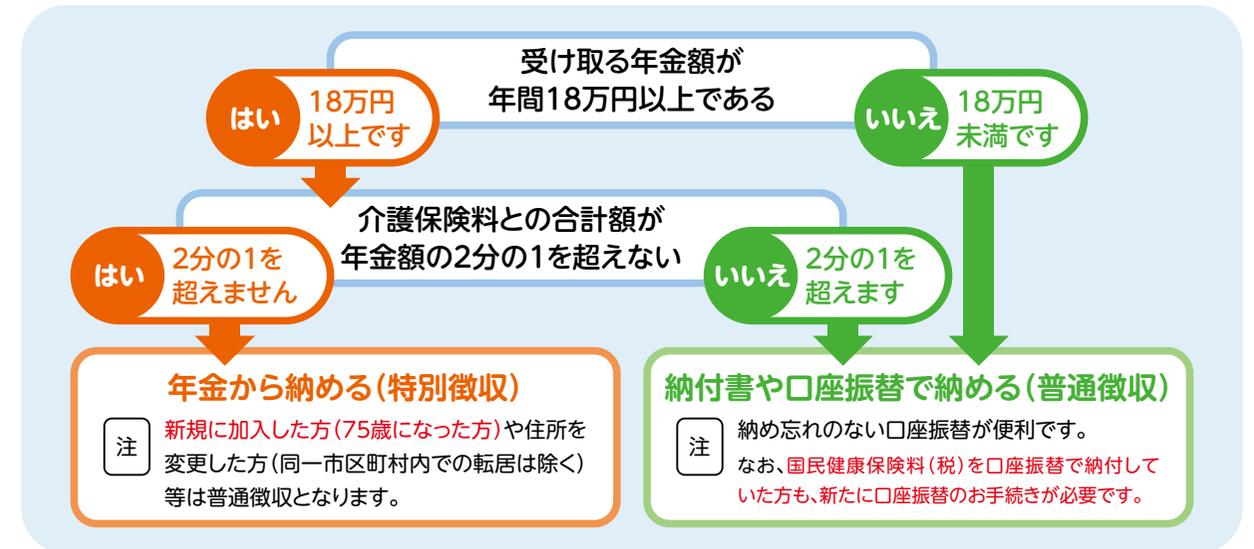
後期高齢者医療制度加入前日において、会社の健康保険(国民健康保険、国民健康保険組合は除く。)などの被扶養者であった方は、次のとおり保険料額が軽減されます。

軽減割合	
所得割	当面の間、負担なし
均等割	加入から2年を経過する月まで5割軽減

- 低所得による均等割額軽減の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。
- 被扶養者軽減の終了後は、均等割額の軽減対象判定基準に基づいた軽減を受けることができます。

保険料の納め方

保険料の納付方法は、年金からの差引きで納めていただく「**特別徴収**」と、口座振替や納付書で納めていただく「**普通徴収**」があります。原則は「特別徴収」ですが、**資格を取得してからの一定期間や年金の受給状況などによっては、「普通徴収」となる場合があります。**



■ 年金から納める(特別徴収)

受給している年金が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金から保険料が差し引かれます。

4月[1期]	6月[2期]	8月[3期]	10月[4期]	12月[5期]	2月[6期]
仮徴収			本徴収		
当年度の年間保険料額が確定していないため、直近2月に特別徴収された額と同じ額を納めていただきます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めていただきます。		

※介護保険料を普通徴収で納めている場合、年度の途中で後期高齢者医療保険の資格を取得した場合、住所を変更した場合(同一市区町村内の転居は除く)などは、特別徴収にならないことがあります。

※ご希望により、納付方法を口座振替に変更することができます。手続方法は、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

■ 納付書や口座振替で納める(普通徴収)

市区町村から送付される納付書や口座振替で、7月～3月の年9回に分けて納めていただきます。

納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	[1期]	[2期]	[3期]	[4期]	[5期]	[6期]	[7期]	[8期]	[9期]

※国民健康保険料(税)を口座振替で納めていた方も、あらためて手続が必要となります。

□ 口座振替をおすすめします

普通徴収の方には、保険料の納め忘れがない口座振替をおすすめします。お手続きについては、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。